

みなさんと議会を結ぶ……議会だより

# の 議会ゆがわら

令和3年9月

No.119

湯河原町議会のホームページ <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>  
湯河原町議会のE-mail [gikai@town.yugawara.kanagawa.jp](mailto:gikai@town.yugawara.kanagawa.jp)

編集/発行 湯河原町議会  
〒259-0392  
神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1  
TEL0465-63-2111代 FAX0465-63-9674



## 念願かなった 県立小田原養護学校 湯河原校舎

※平成16年9月定例会で採択された陳情に基づき、「県立小田原養護学校分教室設置に関する意見書」を神奈川県知事及び神奈川県教育長に提出してから17年、ついに開設しました。

6月  
定例会

6/9～6/21

●	審議議案と結果	2
●	一般質問	3～5
●	条例の制定等ほか	6～7
●	「専決処分」ってなあに	7
●	補正予算・意見書	8
●	委員会だより	9～11
●	編集後記ほか	12

# 6月定例会

令和3年第3回湯河原町議会6月定例会は、6月9日から6月21日までの13日間(本会議開催3日間)にわたり開催されました。

この定例会では、町側から条例、補正予算、工事請負契約の締結、動産の取得、人事など議案等19件を、議会から陳情、意見書を、合計21件を審議しました。

町議会HP  
会議録



## 6月定例会の審議議案と結果

### 全会一致の議案

議案番号	議案名	結果	議決日
29	専決処分の承認について(湯河原町税条例の一部改正について)	承認	6/10
30	専決処分の承認について(湯河原町介護保険条例の一部改正について)	承認	6/10
31	湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正について	可決	6/10
32	湯河原町税条例の一部改正について	可決	6/10
33	湯河原町手数料条例の一部改正について	可決	6/10
34	湯河原町都市公園条例の一部改正について	可決	6/10
35	湯河原町育英奨学金条例の一部改正について	可決	6/10
36	湯河原町民交通傷害保障条例の廃止について	可決	6/10
38	令和3年度湯河原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決	6/10
39	令和3年度湯河原町介護保険事業特別会計補正予算等(第1号)	可決	6/10
40	工事請負契約の締結について(高機能消防指令センター整備工事)	可決	6/21
41	動産の取得について(消防ポンプ自動車の購入)	可決	6/21
42	湯河原町固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	6/21
43	湯河原町固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	6/21

### 賛否が分かれた議案の概要と議員ごとの賛否内容

○は賛成、×は反対を表しています。

議員名 議案番号	土屋由希子	熊谷照男	松野洋一	渡辺久子	松井一寿	善本真人	露木寿雄	室伏重孝	室伏寿美夫	山本俊明	土屋誠一	原田洋	結果	議決日
	議案第37号	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○		
陳情第5号	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	可決 賛成:11 反対:1	6/21
意見書第1号	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	可決 賛成:11 反対:1	6/21

## 一般質問

# 皆さんの声を議会へ!



町議会HP  
会議録

一般質問とは、議員が本会議で、議長の許可を得て質問することです。

その内容は、議題とは関係なく町政全般（一般事務、事業の執行状況、将来に対する方向性など）について、町長など執行機関の考え・方針を議員個人として質問することができます。質問内容は、あらかじめ議長に通告しなければなりません。

また、持ち時間は、質疑応答含めて、一人50分です。

※紙面の都合により、要約した原稿を質問した各議員が作成し掲載しています。

## 議会映像のインターネット配信

【視聴方法】

- ・インターネット検索サイトから「湯河原町議会 YouTube」で検索
- ・町議会ホームページのリンクから
- ・QRコード利用



## 無償の介護者「ケアラー」に対する支援について

8 番

善本真人議員



高齢者のみならず、生きるために社会の支援を必要としている人は数多く存在します。共に暮らす家族が支援することが望ましいのですが、家族介護には限界があります。有料老人ホームは費用が比較的高額であり、社会福祉法人などにより運営されている特別養護老人ホームも、入居待機者が数百人を超えるなど、介護保険サービスも福祉として正常に機能しているとは言い難い面もあります。

先の見えない介護に対し、不安や疲労から介護者自身がうつ状態や病気になってしまうケースや、介護のために仕事を辞めなくてはいけなくなるケースなど、様々な問題が起こるようになり、大切な「社会とのつながり」が持てなくなってしまうます。

介護者が抱える悩みを一家庭の中だけでなく、社会問題として認識し、将来的に介護に携わる可

能性のあるすべての人たちが手を取り合って、共通の課題として社会の仕組みを改善していく必要があると思います。

**Q**湯河原町では、ケアラーが何人いてどの様に取り組みされているのか、また、今後どの様に取り組みされて行くのかお聞かせください。

**A**ケアラーの正確な数については把握しておりません。ケアの対象としている方の支援を行う所管課が窓口になり、一体的・包括的支援につなげる仕組みとなっております。

今後は引き続き、関係各課・各機関等における連帯体制を図るとともに、かかりつけの医療機関や地域の民生委員・児童委員などからの情報収集に努め、ケアラーの把握や円滑な支援体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

# 文化財の保護管理と活用について

## 5 番

## 松井一寿議員



本町には、国・県・町により指定されている多くの文化財があります。文化財とは長い歴史の中で生まれ育まれ、今日まで守り伝えられてきた、貴重な国民的、また町民的財産であり、今後も本町において、長い歴史とともに育まれてきた貴重な財産を守るために、現状とこれからの展望について伺います。

**Q** 今後、所有者不在や継承者不足などにより、保護管理や継承ができない、または危ぶまれる状況となった場合、どのような措置や支援を講じることができるか？

**A** 所有者の経済的負担や継承者がいないなど、文化財の保護・継承は今後の大きな課題であると認識しており個々のケースに合わせた支援等を検討しなければならないと感じております。

**Q** 今後の文化財の活用と、歴史の継承者という意味で町として人材育成などを行っていく展望は？

**A** コロナ禍において、インターネット等による情報発信は有用であると考えられることから、動画を活用した文化財の紹介や解説など発信方法を検討することで、コロナ禍が収束した際には、湯河原にお越しいただける動機付けとなるような展開ができればと考えております。

また、有識者の方々にお手伝い頂き、平成15年より地域の歴史と文化の探訪という企画を実施しています。そういったものをつないでいく中で、町民の方に興味を持っていただき、若い世代へとしっかりと語り継いでいただけるような事業を引き続き実施していきたいと考えています。



国登録有形文化財 富士屋旅館旧三号館

# (仮称)ゆがわら道の駅整備事業について (断念に関して)

## 2 番

## 熊谷照男議員



**Q** この計画は平成27年度から実施されてどのような経緯で議題にあがったのか。

**A** 平成27年度（仮称）ゆがわら地場産品直売所の開設に向けた選定調査で川端公園に場所を決定した。

**Q** 地方自治法147条に地方公共団体の長について書いています。この責任は町長でいいですね。

**A** 湯河原町の長は私です。責任とはどのようなことなのかお答えできません。

**Q** 平成27年度から令和2年度までの各年にかかった金額はいくらか教えてほしい。

**A** 平成27年度、調査業務委託料189万円。平成28年度、基本設計委託料と委員謝礼で121万6,000円。平成29年度、基本構想及び基本計画作成等業務委託料と委員謝礼で617万5,590円。平成30年度、基本設計等業務委託料と委員謝礼1,836万8,542円。令和元年度、普通旅費と郵便

料で9,600円。令和2年度、検討委員会委員謝礼と郵便料で4万5,064円です。国の地方創生推進交付金を平成29年度に291万600円。平成30年度に847万8,000円。それぞれ受けています。

**Q** 地方創生推進交付金は29年度・30年度2年間で総額いくら国から受けているのか。

**A** 2年間で1,138万8,600円の交付金を受けています。

**Q** 住民の税金が使われたのですから住民代表訴訟も出てくるかもしれません。または税金の返還を求められるとも考えるがどうか。

**A** 返還という言葉がありましたが、それについてどういった考え方かわかりません。町議会という合議体で説明をして信頼関係をなくさないようにしていますがご批判として受けます。

# ①新型コロナウイルス感染症対策について

## ②子育て環境について

### 4 番

### 渡辺久子議員



#### ①新型コロナウイルス感染症対策について

ワクチン接種の推進とともに感染防止の原点に立ちかえり町民の安全・安心の暮らしを築くために質問します。

**Q** 現在までの接種状況で、接種後の体調不良者の発生等の状況があったか。またその場合の対処方法などはどうしたか。

**A** 接種後の体調不良者は6月1日まで3件。いずれの方も当日無事帰宅された。

**Q** 予約申し出困難者への支援、接種会場への移動困難者への対応などについての具体策は検討しているか。

**A** 保健センターによる代理予約、個別訪問による代理予約や、社会福祉協議会の協力を得て送迎対応などを行っている。

**Q** 65歳未満の方へのワクチン接種について具体的方法を検討しているか。

**A** 基礎疾患のある方を優先に、接種方法等について医師の意見を伺い、検討を進めている。

#### ②子育て環境について

湯河原町の将来を担う子どもたちに対して、優しい町なのかとの声が出ています。そこで湯河原町の子育て環境等について質問します。

**Q** 湯河原小学校3年生が40人で、昨年2クラスだったものが1クラスとなった。多様な発達段階にあるこの年代で40人の学級運営に困難をきたしていないか。子供たちの状況はいかがか。

**A** 従来より広い教室を使用し、算数の授業や給食の時間などでは担任のほか教員1名を配置し、2人体制で行うことや、郊外活動などでは担任を含め3人体制で行っている。教育委員会事務局が毎月の学校訪問などで確認しているが、学級運営に関する課題等は生じていない。

## 湯河原町子育て支援紙おむつ等支給事業に関して

### 1 番

### 土屋由希子議員



**Q** 0歳児を持つご家庭に対しての子育て支援、紙おむつ等支給事業が始まったが、滞納をしている世帯に対して支給対象外。なぜ滞納家庭に支給を停止するのか。

**A** 事業の原資は町民の税金、町税等の納付に誠実な意思を有する方というように考える。

**Q** 子育て支援というのは、より困っているご家庭に対して差し伸べる手だ。なぜそのようなご家庭に対して、子育て支援をしないのか。親が滞納していたとしても子どもと親は別人格、赤ちゃんに罪はない。

**A** 憲法に納税義務をうたっている。子どもの監護権は保護者にあるから、そちらが責任を持つのが当然。

**Q** 子育て支援は子どものためにある。おむつを使うのは0歳児の赤ちゃん、当事者は赤ちゃん。なぜ親が滞納しているか否かでおむつをもらえるか

もらえないかが決まってしまうのか。子どもの権利条約にもあるが、これは赤ちゃんに対する差別ではないのか。

**A** 差別ではない。

湯河原町は、子どもを育ててくれているご家庭を応援しようという気持ちがあるから子育て支援をやっているのでは。そこに、なぜ親がこうだから、ああだからという要綱をつくって、この支援が滞ってしまうのか。特に0歳児という、本当に小さな赤ちゃんを持つご家庭に対して、こうやって差別をすることは、私はとても悲しい。滞納者の赤ちゃんはおむつをするなということなのか、困窮しているご家庭にさらに経済的な負担を生じさせるのかと受け取られる。これでは子育て支援がパフォーマンス。見せかけではなく、本当の意味で子育て支援をしなければ、子どもは増えない。子育て世帯の移住者も増えない。

## 主な条例の制定・改正等

### ●湯河原町職員の給与に関する条例（一部改正）

新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときに、特殊勤務手当を支給する特例を規定しました。

### ●湯河原町税条例（一部改正）

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税及び固定資産税の規定に係る引用条項の改正並びに軽自動車税の種別割の税率の特例について規定するため、条例の一部を改正しました。

※現行の特例措置の適用期限を2年間延長しました。

### ●湯河原町手数料条例（一部改正）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、令和3年9月1日以降、個人番号カードの再交付に係る手数料の徴収主体が地方公共団体情報システム機構となることに伴い、条例の一部を改正しました。

### ●湯河原町都市公園条例（一部改正）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用条文に号ずれが生じたため、条例の一部を改正しました。

### ●湯河原町育英奨学金条例（一部改正）

本町教育行政に対する寄附に伴い、湯河原町育英奨学金の交付人数を5人増員し、総数を25人としました。

### ●湯河原町民交通傷害保障条例（廃止）

制度発足から約50年が経過し、社会情勢の変化並びに交通事故に係る民間の傷害保険の充実及び普及により個人加入が増加したことで、団体保険としての必要性の低下に伴い、町民交通傷害保障制度を廃止するため、条例を廃止しました。



町HP  
電子掲示場



条例の制定・改正等の詳しい内容については、こちらのQRコードから、町のホームページ電子掲示場をご覧ください。

## 契約の締結

### ●工事請負契約の締結

高機能消防指令センター整備工事について、随意契約により、株式会社富士通ゼネラルと1億4,946万8,000円で工事請負契約を締結する議決をしました。

湯河原町固定資産評価審査委員会委員の高杉<sup>たかすぎ</sup>武<sup>たけし</sup>氏及び柏木<sup>かしわぎ</sup>晃<sup>こうじ</sup>二氏両氏の任期が令和3年6月24日で満了となるため、引続き両氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意しました。

（※任期は、令和3年6月25日から令和6年6月24日までの3年間）

## 動産の取得

### ●消防ポンプ自動車の購入

福浦第9分団に配備している消防ポンプ自動車を更新するにあたり、購入契約を締結する議決をしました。（購入金額 2,112万円）

## 専決処分の承認

### ●湯河原町税条例（一部改正）

※議案第29号

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の期間を延長するため、地方自治法第179条第1項の規定により、湯河原町税条例の一部を改正する条例について専決処分したことの報告を受け、承認しました。

## 人事

### ●湯河原町固定資産評価審査委員会委員の選任について（2件）

## 報 告

### ●湯河原町介護保険条例（一部改正）※議案第30号

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった介護保険の第1号被保険者に係る保険料の減免基準を令和3年度も継続して適用するため、地方自治法第179条第1項の規定により、湯河原町介護保険条例の一部を改正する条例について専決処分したことの報告を受け、承認しました。

## 専決処分の報告

### ●事故賠償

令和3年4月に発生した物損事故について、相手方に与えた損害賠償の額を決定し、示談したので、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された町長の専決事項の指定について第1項の規定により、専決処分したことの報告を受けました。

### ●湯河原町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（一部改正）

地方公務員法の一部改正により、条例において引用している条文について項ずれが生じ、条例に改正を要したため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された町長の専決事項の指定について第2項の規定により、専決処分したことの報告を受けました。

### ●令和2年度湯河原町一般会計継続費繰越

文化福祉会館整備事業について、継続費に係る予算の経費を繰り越したことを、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告を受けました。

### ●令和2年度湯河原町一般会計繰越明許費繰越

新型コロナウイルス感染症対策事業はじめ全30事業について、繰越明許費に係る予算の経費3億9,092万7,876円を令和3年度に繰り越したことを、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告を受けました。



## 『専決処分』ってなあに

**議会の権限**に属する事項について、町長が議会に代わって意思決定を行うことです。専決処分をすることで、議会が議決したものと全く同じ法律効果が発生します。

### 議会の権限

①議決権、②選挙権、③検査権、④監査請求権、⑤意見書提出権、⑥調査権、⑦自律権、⑧同意権、⑨承認権、⑩請願、陳情を受理し、処理する権限、⑪報告、書類の受理権

### 【専決処分の種類】

**1.法の規定による専決処分**…地方自治法第179条の規定によるもので、主に議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるとき。

ただし、次の会議において報告し承認を求めなければ

ならない。

**2.議会の委任による専決処分**…地方自治法第180条の規定によるもので、議会の権限に属する軽易な事項で、議決により特別に指定されたもの。

ただし、次の会議において報告しなければならない。

上記1の専決処分の例としては、6ページの議案第29号などのように、法令が年度末に公布されたことに伴い、早急に町の条例を改正する必要があるため改正し、報告して承認を求めました。

上記2の専決処分の例としては、このページの事故賠償額50万円以下の報告や地方公務員法の一部改正による引用条文の項ずれが生じ条例に改正を要するなど独自の判断をする余地がなく改正をしたことなどで、次の議会である今定例会で報告したのです。

## 補正予算が決まりました

【令和3年6月定例会】

会計名・補正額	概要
一般会計（第1号） （1億1,061万9,000円の増額）	伝統文化親子教室事業の増額 低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の増額 新型コロナウイルス感染症対策事業の増額 地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業の増額 抗原検査キット等備蓄事業の増額 育英奨学基金積立金の増額 など
国民健康保険事業特別会計（第1号）	新型コロナウイルス感染症の影響等により収入等が減少した被保険者に対する保険料減免適用分の減額及び減免適用した保険料に対する国からの保険給付費等交付金、国民健康保険運営準備基金繰入金の増額
介護保険事業特別会計（第1号） （保険事業勘定）	新型コロナウイルス感染症の影響等により収入等が減少した被保険者に対する保険料減免適用分の減額及び減免適用した保険料に対する国からの調整交付金、一般会計繰入金の増額

### 一般会計補正予算の主な質疑

- ・ 伝統文化親子教室事業（メニュー等事業内容について）
- ・ 公園施設整備事業（整備内容について）
- ・ タイ国相互協力事業（委託の内容について）
- ・ 自宅で湯ったり高齢者温泉入浴事業（事業の詳細について）
- ・ ロケツーリズム推進事業（取組みについて）
- ・ 総務費雑入（内訳等詳細について）
- ・ 公共施設等総合管理計画推進基金繰入金（基金の詳細について）
- ・ 真鶴聖苑維持管理事業（補修の詳細について）



## 町民からの陳情を受け、国に意見書を提出しました

（詳しい経過は、  
9ページに記載あり）

### 核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連において核兵器禁止条約が122か国の賛成で採択されました。

この条約は、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用することや威嚇などを幅広く禁止し、核抑止力の考え方を明確に否定することにつながるものとなっています。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への参加・調印・批准が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86か国。批准国は54か国です。同条約は2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に批准国が50か国となったことにより、2021年1月22日に発効されました。

また、湯河原町議会においては、昭和60年9月28日に、あらゆる国のすべての核兵器の廃絶を被爆国の国民として、世界に訴え、湯河原町民の平和への強い願いとして、「湯河原町非核兵器宣言」に関する決議案を全員賛成によって可決し、この決議により、美しい郷土を守り、豊かな暮らしを子や孫へ伝えることや、国是である非核三原則を町是とすることを宣言しました。

よって、湯河原町議会は我が国に「唯一の戦争被爆国」として、核兵器のない世界を実現するため、核兵器禁止条約への参加・調印・批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月21日提出

神奈川県湯河原町議会議長 村瀬 公大

（提出先）衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・外務大臣

# 総務文教・福祉常任委員会

(5月13日開催)

## ○案件

### ●中学校給食施設整備について

昨年5月末に給食施設等調査業務委託が完了し、同年12月に給食施設等基本設計業務委託に着手したところですが、施設整備に係る新たな課題が発生し、委託業者から現計画の再考、契約期間の延長及び契約金額の増加などの協議を求められ、協議を実施したい旨の説明を受けて審議しました。

(6月17日開催)

## ○付託案件

### ●(陳情審査)「核兵器禁止条約への参加、調印、批准を求める意見書」を国に提出するよう求める陳情

6月定例会初日に、本委員会に付託された「核兵器禁止条約への参加、調印、批准を求める意見書」を国に提出するよう求める陳情について、審査しました。

当日は、陳情提出者である湯河原女性九条の会より、参考人として2名の方に出席をしていただきました。

まず参考人から、陳情に至った経過や陳情内容を説明していただき、その後各委員による質疑が行われました。

(以下、委員と参考人との主な質疑内容)

委員：陳情を提出された皆さんのお気持ちを伺う。

参考人：全国の首長が参加する平和首長会議には、99.6%の首長が参加・加盟している。同じように考えれば、私たちの考えを地方自治体から届けていただくことが、どれだけ力になるかと考えた。ぜひここに住んでいる人たちの思いを、議会から国に向けて届けてほしい。

委員：町議会が意見書を出すことによる、有効性があるのか。

参考人：国全体の問題であるが、多くの地方議会が意見書を出していることは無意味ではないと思う。

委員：政府や政権を批判しているわけではなく、意見書を議会として出して欲しいという理解で良

いのか。

参考人：そのとおりです。

委員：仮に陳情が採択され意見書を議会が提出した場合、このことを町民の方に対し、広報される予定はあるか。

参考人：今現在は未定です。

質疑応答が終了し、陳情の取扱いについて、各委員から下記の意見を聴取しました。

◎議会として昭和60年に「湯河原町非核兵器宣言に関する決議」を採択している。そういった経緯も踏まえ、採択してほしい。

◎湯河原町の自然な郷土を守るという思いも賛同できるので、採択・意見書提出でどうか。

◎平和が一番だと思う。なくしていく方向が大事と思うので採択で。

◎湯河原町議会としての、陳情内容に沿った意見書の提出をしてもらいたい。

◎非核宣言を決議している。陳情趣旨は十分尊重したい。

◎世の中の状況を見て、今ここで平和に対するものを守ると議会として表明することは、町民の方々にも勇気を与えることにつながる。採択の方向で。

以上のような意見が各委員から出され、委員会として本陳情を採択することと決定し、湯河原町議会が昭和60年に「湯河原町非核兵器宣言に関する決議」を採択していることも踏まえ、唯一の戦争被爆国である国として、条約に署名と批准を求めることを明記した国に提出するための意見書案を委員会において作成しました。

## ○主な報告事項

●親子で体験する郷土「ゆがわら」事業

●大雨等を対象とした警戒レベルの見直し

●第7期及び第8期介護保険事業計画

●国民健康保険事業

●低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の概要

●令和2年度人権教育に係る年間計画の取組状況

●ヘルシープラザトレーニング機器の取組状況

●町立湯河原美術館における雨漏り等調査結果



公園体操(さくらんぼ公園)

(7月19日開催)

#### ○案件

##### ●令和3年度湯河原町と総合防災訓練実計画概要(案)について

令和3年度の総合防災訓練は、令和3年9月5日(日)に開催し、昨年と同様に訓練の規模を縮小し、参加者全員が感染予防対策をしたうえで行う旨の説明を受けて審議しました。

#### ○主な報告事項

- 7月1日からの大雨による被害状況等
- 新型コロナウイルスワクチン接種

## 環境・観光産業常任委員会

(6月15日開催)

#### ○主な案件

##### ●再生可能エネルギー発電事業への対応について

太陽光発電を中心に国内において導入が進んでいる再生可能エネルギーにおいて、今後も導入に向けた取組みが推進されていくことが予測される一方、大規模な再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては環境保全や景観阻害等の課題が見受けられることから、適切な再生可能エネルギー発電設備の設置を促進するため、必要な事項を定め、本町の良好な景観、自然環境及び生活環境との調和を図るよう条例の制定に向け検討を進めているとの説明を受けました。

具体的な規制の内容に関しては、再生可能エネルギー発電事業(太陽光…事業区域面積1,000㎡以上、風力…事業区域面積1,000㎡以上かつ設備の高さ10m以上)に対して、①事業区域としない

ことを求める「抑制区域」等の指定、②行為前に町に対する事前協議を求める、③近隣住民等への事前説明会を開催する、④対象規模以上の行為については着手前に届出る、⑤届出対象行為については町の同意制度を設ける、⑥指導・助言・報告・公表規定を設けることなどを規定する予定となっています。

委員からは「条例制定を検討するに至った経緯」、「これまでの規制などの現状について」、「制定後の届出の取扱いについて」、「現状における開発状況について」、「風致地区内での行為について」、「規制と罰則について」などの質問や意見がありました。

#### ○主な報告事項

##### ●湯河原温泉海上花火大会について

8月21日の開催を検討してきた花火大会について、開催日を8月21日とし、警察など関係各所の許可を申請すること、及び今までの海(台船)上での花火の打上の実施が経費などの状況から困難となる可能性があり、陸上での打上も含めて検討しているとの報告を受けました

※委員会開催後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、8月21日の花火大会の実施は中止となりました。延期をするかどうか、延期をした場合の開催日などを含め、夏季行事实行委員会を中心に再度検討するとのことです。(8月15日現在)

#### ○その他の所管事務調査(報告事項)及び報告

- 湯河原エリアをモデル地域とした持続可能な温泉旅館街の構想策定プロジェクトについて
- 令和2年度湯河原梅林「梅の宴」実施報告
- 令和2年度指定管理者によるごごめの湯の利用状況
- 令和2年度ごみ等の回収状況
- 熱海市とのし尿等共同処理事業
- 令和2年度指定管理者による公園施設の利用状況



- 城堀簡易水道組合との統合に係る経過
- 万葉公園内の倒木について
- 温泉場の車両落下事故について
- 伊豆湘南道路について



## 広域行政特別委員会

(6月14日開催)

- 主な案件
- 令和3年度第1回熱海・湯河原広域行政推進協議会提出案件  
伊豆湘南道路整備の促進などについて質疑応答しました。
- 令和3年度熱海・箱根・湯河原広域行政推進協議会提出案件
- 令和3年度第1回湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会提出案件  
水道事業の広域化や、真鶴駅前の渋滞解消に向けた時差式信号機の導入について小田原警察署との協議などについて質疑応答しました。

## 公の施設等整備調査特別委員会

(6月15日開催)

- 主な案件
- 宮上会館について  
平成30年6月に、地域福社会館の方針が決定し、宮上会館は建替えとなりました。新たな施設の概要、機能、概算費用や今後の方向性について説明を受け、審議しました。
- その他  
「いきいきセンターやぐも」供用開始の報告を受けました。



建替えを待つ宮上会館

## 町税等徴収対策強化特別委員会

(7月19日開催)

- 令和2年度の町税等収納状況やコンビニ収納・クレジット収納の状況、令和3年度滞納繰越分の状況、令和2年度不納欠損について報告を受け、コロナの影響はあるのか、その猶予について、国民健康保険料滞納者への対応などについて質疑応答しました。
- また、特定滞納者の認定について報告を受けました。

# 熱海市議会へ災害お見舞に行ってきました

去る8月23日(月)に村瀬議長と土屋誠一広域行政特別委員長が、7月3日(土)発災の伊豆山の土石流災害のお見舞いに、熱海市議会を訪れました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

熱海市議会とは、熱海・湯河原広域行政推進協議会で、観光振興、救急に関することやし尿処理など多くのことについて、長年にわたり協議しております。このほかに熱海・箱根・湯河原広域行政推進協議会でも、観光推進や防災面での取り組みなどについて協議しております。

湯河原町として、できる限りの支援を行っているとの報告を受け、議会としても災害義援金をお渡ししました。

一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。



ゆがわらの『いいね!』



さくらんぼ公園のバスケットゴール

## 傍聴のご案内

本会議及び常任・特別委員会は、傍聴ができます(本会議は先着15名、委員会は先着4名です)。  
※新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴人数を制限しております。

傍聴の際には、マスクの着用、手指のアルコール消毒にご協力願います。

【受付】開催日の午前9時から

【場所】第1庁舎2階 議会事務局

## 9月議会日程

9月9日(休)	午前	本会議(一般質問等)
10日(金)	午前	本会議(条例・補正予算・決算等)
14日(火)	午前	環境・観光産業常任委員会
16日(休)	午前	総務文教・福祉常任委員会
21日(火)	午前	本会議(決算質疑等)
24日(金)	午前	決算審査特別委員会(一般会計)
27日(月)	午前	決算審査特別委員会(特別・企業)
30日(休)	午前	本会議(委員長報告等)

【開催時刻：午前は10時の予定です。】

## 編集後記

6月定例会は、通常の議会・委員会を開催いたしましたのでそのご報告のため紙面を頂きました。

世の中には必ずルールがありますが、そのルールは上位から、憲法、条約、法律、条例、そして規則となります。なんびとも個人的に気に入らないからと言って勝手にこの順位を変えることは出来ません。議会は主にこの規則に則り運営されていますが、1番上位にあるのは憲法で、その条文には皆様の「知る権利」が保証されています。町民から負託を受けた議員は、以上の事をしっかり理解し、情報発信する事が責任であり務めであると思います。

(土屋由希子 記)

## 議会だより編集委員会

委員長	室伏寿美夫	
副委員長	松井 一寿	
委員	土屋由希子	松野 洋一
	渡辺 久子	善本 真人